

鳥取県告示第340号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月11日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	すずかけ	鳥取市鹿野町今市 1550	就労移行支援	平成24年 5月1日
一般社団法人緑工房	鳥取市河原町 長瀬61-11	緑工房	鳥取市河原町長瀬61 -11	就労移行支援、就労継続支援A型	”